



## 国民健康保険のしくみ

問 保健福祉課 国民健康保険係 ☎ 476-1111 (135)

### ～国保に加入したり、国保をやめたりするときには～

国保に加入したり、国保をやめたりするときには14日以内に届出が必要です。

#### ●国保に加入するとき（国保の資格を得る日）

- ・他の市区町村から転入してきたとき（転入してきた日）
- ・職場の健康保険などをやめたとき（退職日の翌日）
- ・子どもが生まれたとき（生まれた日）
- ・生活保護を受けなくなったとき（受けなくなった日）

#### ○加入の届け出が遅れると・・・

- ・保険税は、国保の資格を得た月から納めます。届け出が遅れると、その時点までさかのぼって納める必要があります。

たとえば1月に会社を辞めたのに、届け出を4月に行った場合・・・

会社を辞める

国保の窓口へ届け出

1月

2月

3月

4月

4か月分（1月～4月）の保険税が必要！

1月にさかのぼって国保の資格を得る



- ・届け出をしない間は保険証がないため、その間にかかった医療費は、やむを得ない場合を除き全額自己負担となってしまいます。

#### ●国保をやめるとき（国保の資格を失う日）

- ・他の市区町村へ転出したとき（転出した日）
- ・職場の健康保険などへ加入したとき（加入日の翌日）
- ・死亡したとき（死亡した日の翌日）
- ・生活保護を受け始めたとき（受け始めた日）

#### ○やめる届け出が遅れると・・・

- ・国保の資格がないのに、手元に保険証があると、うっかりそれを使って病院にかかってしまいがちです。その場合、国保が負担した医療費（7割相当分）を後で返還しなければなりません。
- ・保険税を、知らずに二重に納めてしまうことがあります。



## くのにの松原ウォーキング大会について

問 保健福祉課 健康増進係 ☎ 476-1111 (132・147)

### 第6回 くのにの松原ウォーキング大会 ～ゆったり・ゆっくりの森林浴で心と体の健康づくり～

と き：平成23年11月6日（日）小雨決行（荒天中止）受付8時30分開始・スタート10時

と ころ：くのにの松原芝生広場（コースは 1km・3km・5km となっています。）

参 加 費：小学生以上100円（保険料含む）

申 込 先：大崎町役場 保健福祉課 健康増進係

問 合 せ 先：476-1111（内線132・147）

申 込 締 切：平成23年10月20日（木）

主 催：大崎町健康運動普及推進員連絡協議会

後 援：大崎町



まっころ

こっころ